

第2期岡山県公共施設マネジメント方針（素案）概要

I 基本的な考え方

1 策定の目的

公共施設（公共建築物及びインフラ施設）の老朽化が進む中、長期的視点に立ち、長寿命化、耐震化、更新、統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と行政需要に応じた施設機能の確保を図ることにより、必要な行政サービスを持続的に提供することを目的として、平成29(2017)年3月に策定したところであるが、計画期間が令和8(2026)年度で終了することから、この間の取組状況や情勢の変化を踏まえ、「第2期岡山県公共施設マネジメント方針」を策定する。

2 位置付け

- ・「岡山県行財政経営指針」に定める公共施設のマネジメントを推進するための基本方針
- ・国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」
- ・国の要請を受け策定する公共施設等総合管理計画

3 対象施設 県が所有又は管理する公共建築物及びインフラ施設

(1) 公共建築物

庁舎、県民利用施設（文化施設、スポーツ施設等）、学校、公舎・寮

(2) インフラ施設

道路施設、河川管理施設、砂防施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園、下水道、県営住宅、土地改良施設等、治山施設、漁港施設、漁場施設、漁港海岸、空港、情報通信施設、発電施設、工業用水道施設、交通安全施設

4 計画期間

令和9(2027)年度から令和18(2036)年度までの10年間

5 公共施設を取り巻く環境

- ・本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少し、令和2(2020)年の時点では約189万人となっており、令和32(2050)年には約151万人と推計されている。
- ・普通建設事業費の普通会計決算額(歳出)に占める比率は平成9(1997)年度頃から減少しており、令和6(2024)年度は12.1%となっている。

II 公共施設の現況

1 公共建築物

(1) 総量

令和7(2025)年4月1日時点

施設類型	棟数	延床面積	
		面積(m ²)	比率(%)
庁舎	1,636	445,791	24.5
一般庁舎	576	271,324	14.9
警察庁舎	1,060	174,467	9.6
県民利用施設	198	199,670	11.0
学校	3,417	1,030,238	56.8
公舎・寮	518	138,735	7.7
合計	5,769	1,814,434	100.0

(2) 建築年代別延床面積

大規模な修繕が必要になるといわれる建築後 30 年以上経過している建物の割合は、約 77% であり、さらに建築後 50 年以上の建物も全体の約 30% を占めている。

2 インフラ施設

(1) 主な施設の総量

令和 7(2025)年 4 月 1 日時点

橋梁	3,727 橋	砂防施設	2,301 基・箇所
トンネル	86 本	港湾施設	1,436 施設
河川管理施設(水門等)	314 基	農業用防災ダム	11 基
ダム	13 基	治山施設	9,595 基

(2) 主な施設の建設年代別数量

インフラ施設のうち、主要な施設の多くは高度経済成長期（昭和 30～40 年代）以降に建設されており、建設後 50 年以上を経過する施設の比率が年々高まっている。

III これまでの取組

1 公共建築物

(1) 個別施設計画の策定

各施設の維持管理や修繕、更新等の内容や実施時期等を示した個別施設計画を 237 計画策定し、これらの計画に基づき、施設の点検、長寿命化及び維持管理コストの低減に取り組んだ。

(2) 特定建築物（県所有公共建築物）の耐震化

庁舎の一部に耐震化されていない建物も存在するが、概ね耐震化を完了した。

特定建築物（県所有公共建築物）の耐震化状況

施設類型	H28(2016). 3. 31 時点 (マネジメント方針策定期)		R7(2025). 4. 1 時点	
	棟数 A	未耐震棟数 B	未耐震棟数 C	耐震化率 (A-C)/A
庁舎	61	13	3	95. 1%
一般庁舎	31	11	1	96. 8%
	30	2	2	93. 3%
県民利用施設	22	3	0	100. 0%
学校	261	0	0	100. 0%
公舎・寮	42	3	0	100. 0%
計	386	19	3	99. 2%

(3) 行政需要に応じた施設の見直し

公共建築物において、施設所管部局間で余裕施設の調整による再配置を行ったほか、需要が低減した職員宿舎の用途廃止などを行った。

施設類型	H29(2017)～R3(2021)※ (個別施設計画策定時)		R7(2025). 4. 1時点		
	棟数	延床面積 (m ²)	棟数	延床面積 (m ²) (対計画策定時)	
庁 舎	1, 674	458, 956	1, 636	445, 791	(97. 1%)
一般庁舎	614	284, 485	576	271, 324	(95. 4%)
警察庁舎	1, 060	174, 471	1, 060	174, 467	(100. 0%)
県民利用施設	201	200, 004	198	199, 670	(99. 8%)
学 校	3, 439	1, 030, 140	3, 417	1, 030, 238	(100. 0%)
公舎・寮	611	160, 676	518	138, 735	(86. 3%)
計	5, 925	1, 849, 776	5, 769	1, 814, 434	(98. 1%)

※各施設の個別施設計画の策定時点は異なる。

2 インフラ施設

(1) 個別施設計画（長寿命化計画）の策定

各施設の維持管理や修繕、更新等の内容や実施時期等を示した個別施設計画を 162 計画策定し、これらの計画に基づき、施設の点検、長寿命化及び維持管理コストの低減に取り組んだ。

(2) 長寿命化対策等の実施

各施設の個別施設計画に基づき、定期的な点検を適切に実施するとともに、点検や診断結果と施設の特性に応じた最も効果的な対策を実施することで、施設の長寿命化等を図った。

主な施設の長寿命化対策状況

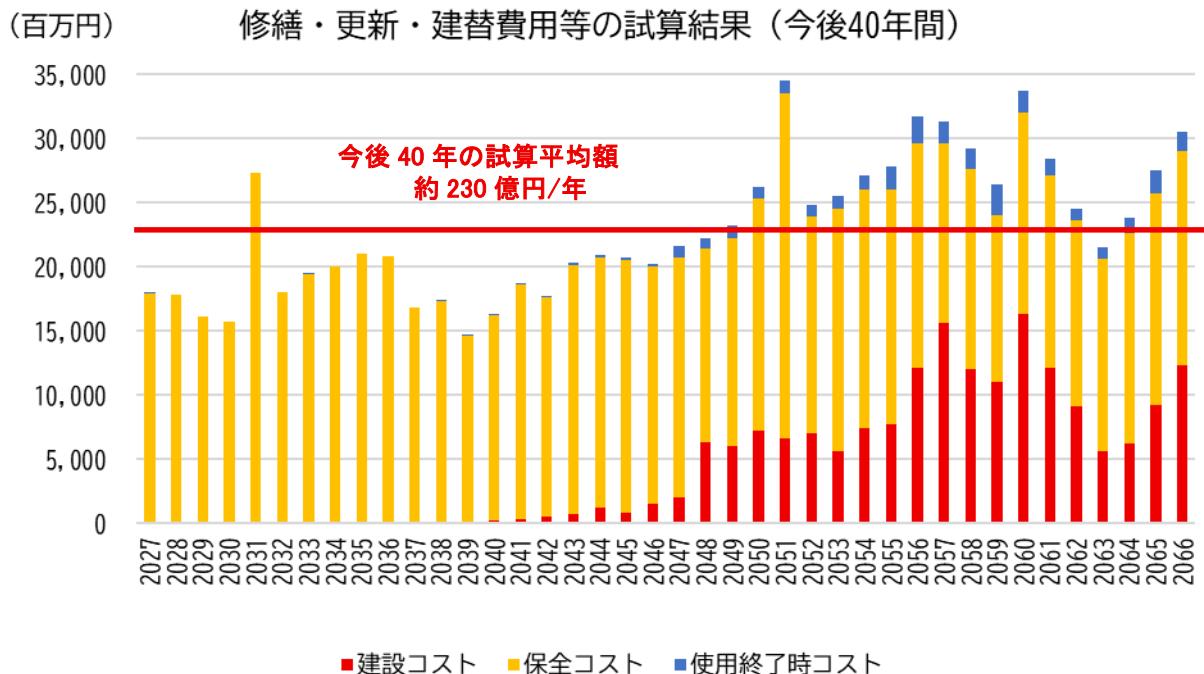
令和7(2025)年4月1日時点

施設類型	策定年度	対策期間	対策完了率
橋梁	2024改定	5年間(2024～2028)	32%
トンネル	2021改定	5年間(2022～2026)	100%
大規模河川管理施設(防潮水門)	2023改定	60年間(2024～2083)	71%
大規模河川管理施設(排水機場)	2023改定	60年間(2024～2083)	29%
小規模河川管理施設(小規模水門等)	2015	60年間(2015～2074)	84%
ダム	2017	50年間(ダムごとに設定)	33%
砂防施設 (砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地滑り防止施設)	2017	10年間(2018～2027)	31%
港湾施設 (防波堤、係留施設、橋梁、護岸、堤防等)	2016	50年間(2017～2066)	43%
農業用防災ダム	2013	46年間(2013～2058)	47%
治山施設	2022改定	5年間(2022～2026)	50%

IV 今後の修繕・更新費用等の試算

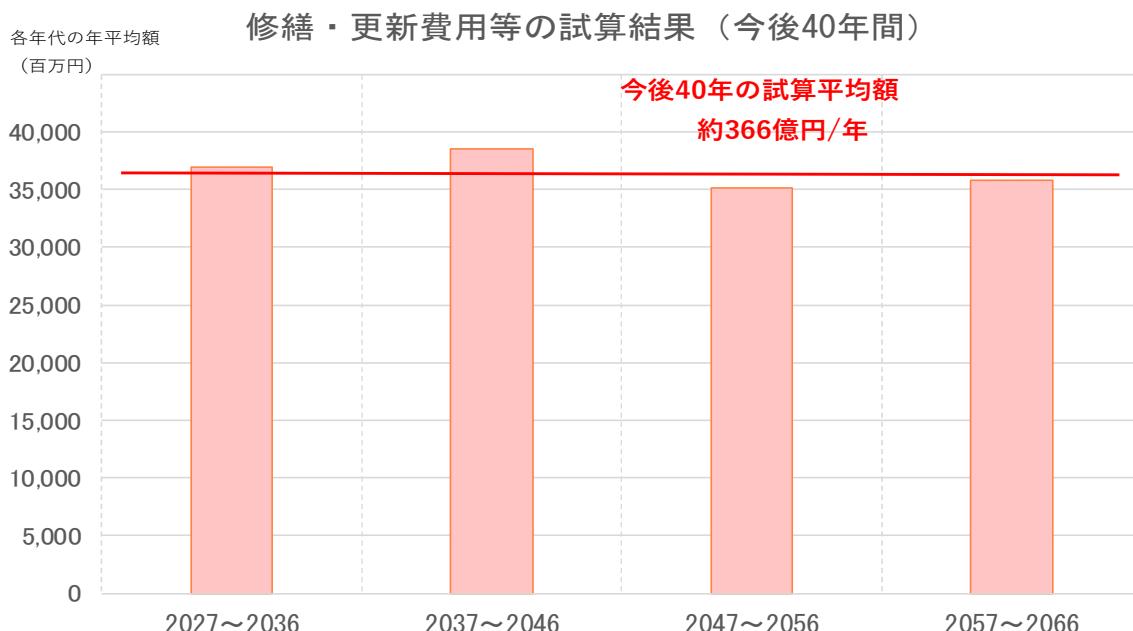
1 公共建築物

修繕・更新・建替費用等について、直近4年間の実績は年平均約92億円であるが、試算では今後40年間で年平均約230億円（合計約9,191億円）となる。



2 インフラ施設

修繕・更新費用等について、直近4年間の実績は年平均約196億円であるが、試算では今後40年間で年平均約366億円（合計約1兆4,642億円）となる。



V 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

(1) 基本の方針

予防保全と既存建物の長寿命化によりトータルコストの縮減を図りつつ、行政需要に応じた適正な施設配置を検討する。

《検討の目安》

建築後75年を経過している建物については、建替の必要性を検討する。

必要と判断する場合であっても適切な規模を勘案した上で、①他施設との統合、②民間ビルの借り上げ等、を検討する。いずれにも適さない場合は、③建替時の延床面積縮小・建物簡素化、を検討することとし、行政需要に応じた真に必要な施設機能の確保を図る。

【取組の柱】

- 行政需要に応じた施設配置の適正化 ⇒ 持続可能で機能的な施設配置を実現
- 既存施設の十分な活用、長寿命化 ⇒ 85年の使用を目指した長寿命化を実施
- 予防保全 ⇒ 劣化状況の早期把握、早期修繕

(2) 管理に関する基本的な考え方

点検・診断、維持管理・修繕・更新、耐震化などの実施方針により取り組む。

2 インフラ施設

(1) 基本の方針

施設の特性に応じ、計画的な点検及び長寿命化対策を実施し、施設の機能を高い水準に保つとともに、予防保全への転換を早期に図り、長期的な修繕・更新コストを縮減する。また、市町村等との広域連携や他分野連携を導入し、より効率的な維持管理に取り組む。

【取組の柱】

- 計画的な点検 ⇒ 劣化状況の早期発見
- 施設ごとの特性に応じた長寿命化対策 ⇒ 特性に応じた最も効果的な対策の実施
- 予防保全 ⇒ 事後保全型から予防保全型への早期転換

(2) 管理に関する基本的な考え方

点検・診断、維持管理・修繕・更新、耐震化などの実施方針により取り組む。

VI 推進体制

1 個別施設計画の策定

この方針に基づき、令和8(2026)年度までに策定する。

2 フォローアップの方針

全庁的な部局横断会議である「公共施設マネジメント推進会議」で、毎年度、実施状況等を検証するとともに、計画期間中であっても、必要に応じ本方針の見直しを行う。

VII 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの現状と課題、方向性及び取組方針等